

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:商工観光労働部モノづくり振興課)

1 施設名	滋賀県立陶芸の森													
2 施設の概要	敷地面積 400,000m ² 延床面積・施設構造 ・陶芸館 (延床面積) 2,334m ² (構造) 鉄筋コンクリート造2階建 ・創作研修館 (延床面積) 2,852m ² (構造) 鉄筋コンクリート造平屋建一部2階建 所在地 甲賀市信楽町勅旨2188-7 施設内容 ①陶芸館 (展示室、陶芸館ギャラリー、収蔵庫等) ②創作研修館 (管理棟、研修棟、宿泊棟、窯場等) ③公園 (多目的広場、野外展示場、駐車場等)													
3 申請受付期間	令和2年8月25日 ~ 令和2年9月30日													
4 応募状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">申 請 者</th> <th>グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名 称</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県甲賀市信楽町勅旨2188-7</td> <td>公益財団法人滋賀県陶芸の森</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京都港区虎ノ門4-1-1</td> <td>株式会社エイチ・アイ・エス</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 合計 2者		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称		滋賀県甲賀市信楽町勅旨2188-7	公益財団法人滋賀県陶芸の森		東京都港区虎ノ門4-1-1	株式会社エイチ・アイ・エス	
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)												
所在地	名 称													
滋賀県甲賀市信楽町勅旨2188-7	公益財団法人滋賀県陶芸の森													
東京都港区虎ノ門4-1-1	株式会社エイチ・アイ・エス													
5 審査方式	商工観光労働部指定管理者選定委員会において、滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例に定める基準を具体化した審査基準その他の審査方法を定め、指定管理者指定申請書の内容および申請者へのヒアリング結果から総合的に審査を行う。													
審査の概要および結果	*近江 綾乃 (京都芸術大学 芸術学部 教授) 佐々木 武 (滋賀県中小企業診断士協会 専務理事) 谷井 洋升 (ヤマ庄陶器株式会社 ディレクター) 玉置 宏至 (甲賀市商工会 参事) 辻田 素子 (龍谷大学 経済学部 教授)													
審査基準	別紙参照													
審査経過	第1回商工観光労働部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年7月21日 (内 容) 募集要項および審査基準の策定 第2回商工観光労働部指定管理者選定委員会 (開催日) 令和2年10月5日 (内 容) 申請者からのヒアリング、審査、候補者選定													

	<p>指定管理者の候補者</p> <p>公益財団法人滋賀県陶芸の森</p>																																										
	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者選定基準</th><th>選定基準 1</th><th>選定基準 2</th><th>選定基準 3</th><th>選定基準 4</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 滋賀県陶芸の森</td><td>7.0</td><td>30.0</td><td>17.8</td><td>18.3</td><td>73.0</td></tr> <tr> <td>株式会社 エイチ・アイ・エス</td><td>6.3</td><td>26.8</td><td>16.3</td><td>17.3</td><td>66.5</td></tr> </tbody> </table> <p>※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果 (5名中4名出席)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th><th>A 委員</th><th>B 委員</th><th>C 委員</th><th>D 委員</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 滋賀県陶芸の森</td><td>66</td><td>82</td><td>77</td><td>67</td><td>292</td></tr> <tr> <td>株式会社 エイチ・アイ・エス</td><td>64</td><td>76</td><td>71</td><td>55</td><td>266</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申 請 者</th><th>提 示 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 滋賀県陶芸の森</td><td>867,695,000円</td></tr> <tr> <td>株式会社 エイチ・アイ・エス</td><td>867,695,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>申請者の事業計画等を審査した結果、当施設の設置目的や運営方針を十分に理解し、事業計画が立てられていることが特に高く評価された。また県民の公平な利用の確保、施設の効用の最大限の発揮、管理経費の縮減および安定した管理運営能力などの選定基準を全て満たしていると判断され、いずれの選定基準においても優位となつた公益財団法人滋賀県陶芸の森を指定管理者の候補者として選定した。</p> <p>【指定管理者選定委員会の概要】 (選定委員会での主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経費の縮減も大事だが、収入の確保に向けての努力も必要。 ・それぞれの事業について、個々の事業として実施するのではなく、それぞれが連携した取組となるように考えられたい。 ・教育において、海外とのつながりや大学とのつながりに期待が持てる。 ・プロモーションについて工夫されたい。 ・アートだけでなく産業とのつながりにも期待したい <p>上記の結果、公益財団法人滋賀県陶芸の森を指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者選定基準	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	合計	公益財団法人 滋賀県陶芸の森	7.0	30.0	17.8	18.3	73.0	株式会社 エイチ・アイ・エス	6.3	26.8	16.3	17.3	66.5	申 請 者	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	合計	公益財団法人 滋賀県陶芸の森	66	82	77	67	292	株式会社 エイチ・アイ・エス	64	76	71	55	266	申 請 者	提 示 額	公益財団法人 滋賀県陶芸の森	867,695,000円	株式会社 エイチ・アイ・エス	867,695,000円
申請者選定基準	選定基準 1	選定基準 2	選定基準 3	選定基準 4	合計																																						
公益財団法人 滋賀県陶芸の森	7.0	30.0	17.8	18.3	73.0																																						
株式会社 エイチ・アイ・エス	6.3	26.8	16.3	17.3	66.5																																						
申 請 者	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	合計																																						
公益財団法人 滋賀県陶芸の森	66	82	77	67	292																																						
株式会社 エイチ・アイ・エス	64	76	71	55	266																																						
申 請 者	提 示 額																																										
公益財団法人 滋賀県陶芸の森	867,695,000円																																										
株式会社 エイチ・アイ・エス	867,695,000円																																										
審査結果	評価結果、選定理由、選定委員会の概要																																										

別紙 滋賀県立陶芸の森 審査基準

選定基準	審査項目	審査内容	配点
県民の公平な利用を確保であること（第1号関係）	公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	事業内容等に偏りがなく、広く県民に利用の機会が与えられているか 多様な利用者への配慮はなされているか	10 10
陶芸の森の効用を最大限に發揮させること（第2号関係）	施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性	事業者の示した基本方針が県の運営方針と合致しているか ア、子どもや高齢者も楽しめる展覧会や専門性、芸術性の高い展覧会など、多彩で魅力あるものが計画されているか イ、アーティスト・イン・レジデンス事業による陶芸文化の創造に向けた具体的な方策が示されているか ウ、信楽ブランドを構築し、陶器産業の振興に結び付けることを目的とする事業が計画されているか エ、地元陶芸家や学校、ボランティア等との協働による効果的な教育プログラムを子どもたちに提供できるか 上記ア～エの取組の連携が図られているか	20 40
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	広報計画の内容は適切か 利用者の拡大に向けた取組は適切か	5
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	苦情等の未然防止と対応策は十分か 利用者ニーズの把握および対応策は適切か 利用料金の設定は適切か 自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか	5
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	施設管理、安全管理は適切か 維持管理は効率的に計画されているか 業務の再委託は適切か	10
陶芸の森の管理に係る経費の縮減が図られていること（第3号関係）	施設の管理運営に係る経費の内容	事業内容に対して提案額は妥当か 経費の縮減に向けた取組が適切か 経費縮減がサービス低下につながるものではないか	10 25
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	収入・支出の積算と事業計画の整合性は図られているか 収支計画の実現可能性はあるか 利用者のサービスの向上に向けて、収益の確保や経費の縮減に取り組もうとしているか。	15
事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第4号関係）	安定的な運営が可能となる人的能力	職員体制は十分か 有資格者・経験者などの配置状況は適切か 人材育成、研修等の体制は十分か	15 25
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	財務状況は健全か	適・否
	類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績はあるか	5
	その他適切な管理を行うための能力	緊急事態に対応する体制がとれているか 環境への配慮がなされているか 人権等に配慮した業務の遂行が可能か	5
合計			100 100

団体概要書

項目	内容	
事業者（法人、団体）名	公益財団法人滋賀県陶芸の森	
代表者職・氏名	理事長 松井 利夫	
団体の所在地	滋賀県甲賀市信楽町勅旨2188-7	
設立年月日	平成2年4月10日	
資本金	30,000千円（令和2年4月1日現在）	
従業者数	令和2年4月1日現在	17人
主たる業務内容	(1)陶芸作品、陶芸に関する資料等の収集、保管および展示 (2)陶芸作品の創作に関する研修 (3)信楽焼産業製品の展示および紹介 (4)陶芸文化に関する調査研究および教育事業 (5)地域の観光拠点としての集客促進事業 (6)施設の維持および管理 (7)陶器産業の振興 (8)地方公共団体からの受託事業 (9)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	平成2年6月～平成18年3月 ・滋賀県から滋賀県立陶芸の森の管理運営を受託 ・信楽町（現：甲賀市）から信楽町（現：甲賀市）信楽産業展示館の管理運営を受託 平成18年4月～令和3年3月 ・滋賀県から指定管理者の指定を受け、滋賀県立陶芸の森を管理運営 ・甲賀市から指定管理者の指定を受け、甲賀市信楽産業展示館を管理運営	
特記事項		

公の施設における指定管理者指定による効果

【課名:モノづくり振興課】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年)	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				A	うち一般財源 B	単年度換算 C=B/A	D	E C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他
滋賀県立陶芸の森	公益財団法人 滋賀県陶芸の森	公募	5	867,695	867,695	173,539	173,539	0	話題性のある展覧会の開催や陶芸講座、子どもを対象としたやきもの体験プログラムの実施など誰もが楽しめる事業が提案されている。利用者アンケートの実施によるニーズ把握および定期的な改善検討により顧客満足度の向上が期待できる。	集客力のある展覧会の企画・開催による入館者数の増加および収益の確保や陶芸講座の充実によるリピーターの獲得など効率的な運営が見込まれる。	これまでに蓄積されたノウハウやネットワークを効果的に活用した事業展開が期待できる。